

記載例

※この記載例とともに勤務先に様式をお渡しいただき、証明をもらってください。
※右記の二次元コードまたは「北九州市 就労証明書」で検索いただくと、就労証明書の様式(Excel、PDF)がダウンロードできます。



就労証明書

※訂正する際は、二重線で見え消し

- 証明書を発行する事業者の名称(法人名)を記載。(○×商事等)
※法人が証明を行ってください。
○自営業(個人事業主)の場合は事業者の名称を記載。(喫茶×▲等)
※自営業主(個人事業主)自身で証明を行ってください。
○内職、業務委託の場合は委託者の名称を記載。(○▲洋裁店等)
※委託者が証明を行ってください。

Form fields for issuance date, business name, representative, address, phone, and contact info.

- 証明書発行事業所の住所を記載してください。※本人の就労先住所ではありません。
○証明書発行事業所の電話番号を記載してください。

下記の内容について、事実であることを証明いたします。

※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

Main employment certificate form with 19 numbered sections including job type, name, contract terms, working hours, and performance.

保育要件申立書

北九州市 福祉事務所長 宛

※ 保護者の方が記載してください。

No.		
1	住所	北九州市門司区清滝一丁目〇番〇号
2	児童名	小倉 次郎
3	児童との続柄	母
4	保育施設・事業者名	△△保育園
5	該当する項目を○で囲んでください。 (妊娠・出産) 疾病・障害 介護・看護 求職 就学 その他(診断書等の証明書が必要)	左記の内容について、状況を記載してください。 11月15日出産予定のため
6	「介護・看護」「就学」の場合は、当該事由に要する日数、時間を記載してください。	(1) 1か月の日数 月平均 日 (2) 1日の時間 時 分 ~ 時 分 (3) 1か月の合計時間 月平均 時間
7	「求職」の場合は、現在の活動状況について、どちらかにチェックしてください。	<input type="checkbox"/> 現在、求職活動を行っている。 <input type="checkbox"/> 現在は活動していないが、保育施設等に入所できたら求職活動を行う。 ※どちらの項目にチェックされても、支給認定及び利用調整に影響を与えるものではありません。
8	上記のとおり相違ないことを申し立てます。 氏名 小倉 太郎	2025 年 11 月 1 日 電話番号 070-××××-××××

【重要】記載方法や注意事項

保護者の状況	必要書類	記載箇所	備考
正社員、 パートアルバイト、 派遣社員・契約社員、 会計年度任用職員、 非常勤・臨時職員の方	就労証明書 保育要件申立書	【就労証明書】 右上の「証明日」～「記載者 連絡先」 No. 1～19 ※該当がある項目のみ記載	勤務先から証明をもらってください。
役員の方			ご自身で証明を行う、又は、勤務先から証明をもらってください。
自営業主の方			ご自身で証明を行ってください。
自営業専従者の方			自営業者から証明をもらってください。
家族従業者の方			家族である自営業者から証明をもらってください。
内職の方			委託者から証明をもらってください。
業務委託の方			委託者から証明をもらってください。
妊娠・出産の方	保育要件申立書	No. 1～5及びNo. 8	母子健康手帳の写し(出産日の分かるもの)が必要です。
疾病・障害の方			診断書(医師の証明)又は障害者手帳の写しが必要です。
介護・看護の方			No. 1～6及びNo. 8
求職の方			No. 1～5及びNo. 7～8
就学の方		No. 1～6及びNo. 8	在学証明書及び時間割等が必要です。

【就労証明書・保育要件申立書を「教育・保育給付認定申請書 兼 利用調整申込書」の添付書類として提出する場合】

- (1) 保護者が就労している場合で、「保護者記載欄」にも該当する事由があれば、漏れなく記載してください。
- (2) 保護者の状況が、「保育要件申立書」の複数の事由に該当する場合は、漏れなく記載してください。
- (3) 保護者以外の児童の同居親族については、主な事由(1つ)についての証明(申告)が必要です。

【就労証明書・保育要件申立書を「施設等利用給付認定申請書」の添付書類として提出する場合】

- (1) 保護者についての提出が必要です。(保護者を除く児童の同居親族についての提出は不要)
- (2) 保護者の主な事由(1つ)についての証明(申告)が必要です。

証明内容に不明な点等がある場合は、必要に応じて確認資料を追加提出していただくことや、勤務先等に確認してもらうことがあります。なお、証明書の偽造または虚偽記載が発覚した場合は、教育・保育給付の認定を取り消し、保育施設等の利用ができなくなります。